

平成23年度当初予算編成について（案）

H22.10.19

総務部

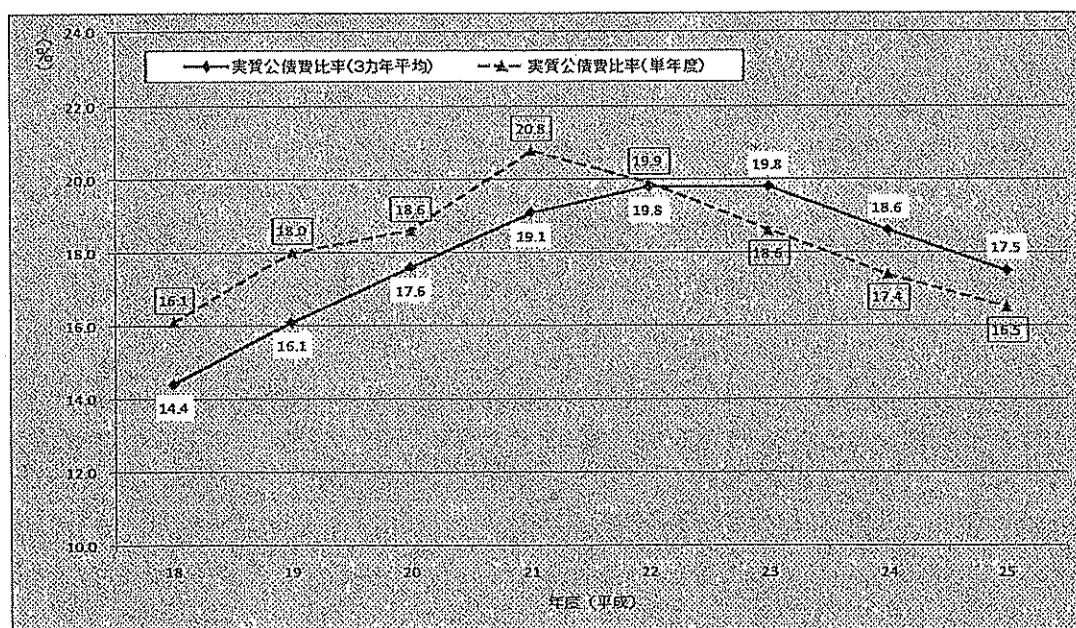
総合企画部

1 当初予算編成の前提となる財政状況

○本県財政の状況

- ・平成22年度から平成24年度までの3ヵ年で約900億円の財源不足が生じることが見込まれるという極めて厳しい状況のなかで、県財政の確実な再建と未来の岐阜県づくりを進めるため、昨年度末に「岐阜県行財政改革アクションプラン」を取りまとめた。
- ・平成22年度当初予算はこのアクションプランの初年度として編成するとともに、本年4月以降、これを着実に実行するためのフォローアップを歳入、歳出の両面から行っているところである。
- ・一方、主な財政指標のひとつである実質公債費比率は、かねてより見込まれていたとおり平成21年度決算において18%を超え、これにより、平成22年度の県債発行にあたって、総務省の許可が必要となっている。
- ・この実質公債費比率については、現時点での推計では、平成25年度決算時に18%を下回ると見込んでいるものの、引き続き公債費の適正管理に向けた取り組みが求められるところである。

【参考：実質公債費比率の推移】



全国都道府県平均 H20：12.8% H21：13.0%
岐阜県の順位 H20：43位 H21：44位

○国の予算編成状況

- ・総務省より先に示された「平成23年度地方財政収支の8月仮試算（概算要求時）」では、6月22日に閣議決定された「財政運営戦略」などと基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、一般財源総額について実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保するとされ、そのなかで、地方交付税についても、平成22年度とほぼ同額の確保が目指されているところである。
- ・また、地域のことは地域が決める「地域主権」を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的には地方が自由に使える一括交付金にするとの方針のもと、現行の補助金、交付金等の改革が進められることとなっている。
- ・しかしながら、これら地方税財政に係る具体的な政策内容については現時点では明らかになっておらず、今後その動向を十分注視していく必要がある。

○今後の行財政運営の方針

- ・4月以降、フォローアップの取り組みを行っているアクションプランについては、現段階においては見直しをする状況にはなく、引き続き着実に実施することによって、平成25年度当初予算での構造的な財源不足の解消を目指していくものである。
- ・一方、県民生活の安全・安心に関連した政策、あるいは緊急に必要な政策については、厳しい財政制約のなかでも適宜適切に対応していかなければならない。
- ・経済・雇用情勢や国の地方主権改革などの地方を取り巻く環境は不透明ではあるものの、新たな政策課題にも十分目配りをしながら、持続可能な財政運営の確立に向けて着実に行財政改革を進めていく必要がある。

2 当初予算編成の考え方

(1) 基本的な取組方針（予算要求の考え方）

○行財政改革アクションプランの着実な推進

*アクションプランの考え方、フォローアップの実施状況を踏まえた予算要求を行うこと。

○財政的な制約があるなかでも、新たな政策課題に的確に対応

*社会保障関係経費や個別調整経費などを除いて、原則、別途、各部局毎に示す平成22年度当初予算と同額ベースの一般財源総額の範囲で予算要求すること。

*なお、11月に実施予定の「当初予算に係る意見交換」で議論された事業などで、新たな政策課題に対応するものについては、前述の一般財源総額を超えて要求できるもの。

※なお、国において進められる地方行政に関連する制度等の見直しについては、その動向を十分注視し、適宜適切に予算編成に反映。

(2) 具体的な予算編成の視点・ポイント

①「予算要求の考え方」の遵守

- ・歳出予算の性格に応じて、下記に基づき所要額を要求すること。具体的には、別紙1の「予算要求の考え方」を参照のこと。

(1) アクションプラン対象事業

- ・アクションプランの考え方、フォローアップの実施状況に沿って要求
 - * 個別調整経費（公共枠、県単枠、森林整備枠、学校建設、単独交通安全、私学振興、スポーツ振興）については、別途調整。
 - * 「公の施設等・外郭団体」「情報システム」「国体」「社会保障関係経費」「非裁量経費」「投資的事業」はそれぞれ所要額を要求。
 - * これ以外の事業については、別途、各部局毎に提示する一般財源総額（平成22年度当初予算と同額ベース）の範囲で要求。

(2) アクションプラン対象外事業

- ・「人件費」「公債費」「税交付金等」「特会繰入金」「非裁量経費」を除いて、別途、各部局毎に提示する一般財源総額（平成22年度当初予算と同額ベース）の範囲で要求。

②新規・拡充事業について

- ・新規事業あるいは拡充事業については、原則、①で示している各部局毎の一般財源総額を活用し要求することとするが、11月に開催予定の「当初予算に係る意見交換」で議論された事業などのうち、新たな政策課題に対応するものについては、前述の一般財源総額を超えて要求できるものとし、具体的には別途示すこととする。
 - * 国補正基金を活用できるものについては、その優先活用を検討すること。

③周期事業の取扱い

- ・本年5月に歳出フォローアップ委員会により行った「平成23年度以降における所見込額について」で報告を受けている下記事業については、必要最小限での要求を可能とする。（平成22年度当初予算と比較し増加する一般財源について、各部での財源捻出不要）
 - 県議会議員選挙執行経費、国際陶磁器フェスティバル開催負担金、中京都市圏総合体系調査費

④基金事業の取扱い

- ・基金を繰り入れて実施する事業については、各部の活用計画により要求。（各部に提示する一般財源総額には含まない。）
- ・また、「ふるさとごみ再生基金」事業については、総合企画部との調整を経た後、要求するものとする。
- ・なお、国補正基金に係る要件緩和や活用期間の延長などの見直しが行われれば、必要な対応を行うこと。

⑤国庫補助事業等の受け入れの精査

- ・国庫補助事業については、財源的には有利といえども、1/2程度の県費が伴うことや事業実施に伴い人的負担を要することから、必要性や事業効果を十分吟味したうえで、受け入れを行うこと。また、国庫10/10事業であっても、人的負担が伴うことを十分に認識し、安易な受け入れを厳に慎むこと。

⑥平成21年度補正予算の前倒し効果の反映

- ・平成21年度補正予算において、後年度で見込まれた財政需要について前倒しして対応したものについては、原則、予算要求を差し控えること。

⑦事業仕分けに伴う国予算の見直しへの対応

- ・国においては、昨年より「事業仕分け」の手法を用いた予算見直しが行われていることから、予算要求にあたりこの動向に十分留意すること。

⑧「予算の使い切り」廃絶に向けた取り組みの徹底

- ・「予算の使い切り」廃絶に向けた取り組みを徹底することとし、現段階で執行計画の確定していない不要不急の経費の執行は控えるとともに、特に年度末における無理な予算執行は厳に慎むこと。こうした取り組みによる経費縮減額については、平成23年度以降の財源対策として活用するものであること。

⑨特別会計、企業会計について

- ・各会計の運営状況を勘案しつつ、税負担（一般会計繰出）の妥当性等について再検証すること。

⑩債務負担行為の適正な運用

- ・将来の財政運営を圧迫する要因となることから、対象事業、限度額、年割額等について十分な精査を実施すること。

3 その他

(1) 平成22年度3月補正予算との同時上程

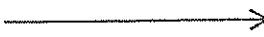
- ・県議会審議の充実を図るとともに、執行見込を踏まえた当初予算への適正な予算計上による財源の有効活用を実現するものであること。

(2) 予算編成過程の公開について

- ・予算編成の透明度を一層高めるため、平成23年度当初予算より予算編成過程の状況について公開する予定であること。なお、具体的な実施方法等については、別途示すこととしているもの。
- ・なお、各事業毎にこれまでの取組状況や成果について公開することとしているので、所管課においては今一度、事業の目的や求める効果などを十分整理のうえ、予算要求を行うこと。

平成23年度当初予算要求の考え方について

H22での区分



H23要求の考え方

アクションプラン対象	①個別調整経費	公共枠、県単枠 森林整備枠 学校建設 単独交通安全 私学振興 スポーツ振興		別途、調整
	②公の施設等・外郭団体			アクションプランに沿って所要額を要求 *原則、H22当初予算額以内
	③情報システム			アクションプランに沿って所要額を要求
	④海づくり、国体			全体事業費計画のなかで調整
	上記以外の事業	⑤社会保障関係経費 非裁量経費		アクションプランに沿って、積算ルールに基づき所要額を要求
		⑥投資的事業		所要額を要求 *1件毎に審査
		⑦その他		各部局毎に示すH22当初予算と同額ベースの一般財源の範囲で、各部の裁量で個々の事業へ配分
	⑧下記の事業を除く事業			
対象外	⑨人件費 公債費 税交付金等 特会繰出金 非裁量経費			個別に積み上げ要求

* 総務部において、別途、平成22年度当初予算ベースでの①から⑨の予算要求区分の整理を行い、その結果について各部局へ提示。